○厚生労働省令第百四十九号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

目次

第一章　関係省令の整備（第一条―第十条）
第二章　経過措置（第十一条―第十五条）
附則

第一章　関係省令の整備

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「許可等」を「許可（第一条の二―第十六条）」に改め、

「第一款　一般労働者派遣事業（第一条

第二款　特定労働者派遣事業（第十一

の二―第十条）

を削り、「第三十三条」を「第三十二条の二」に改める。

条―第十六条）」

第一条第二項第二号中「平成六年法律第三十号」の下に「。次号において「中国残留邦人等支援法」という。」を、「準用する場合を含む」の下に「。次号において同じ」を加える。

第一章第二節の節名中「許可等」を「許可」に改め、同節第一款の款名を削る。

第一条の二第一項中「一般労働者派遣事業許可申請書」を「労働者派遣事業許可申請書」に改め、同条第二項第一号ニ、ホ及びト中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同号チ中「一般労働

者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「及び履歴書」を「、履歴書及び第二十九条の二に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）」に改め、同号に次のように加える。

リ　派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程

ヌ　派遣労働者の解雇に関する規程

ル　派遣労働者に対する休業手当に関する規程

第一条の二第二項第二号ロ中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、同号ロ(2)中「」）に係る前号」を「）に係る同号」に改め、同号ハ中「、ト及びチ」を「及びトからルまで」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業計画書」を「労働者派遣事業計画書」に、「様式第三号」を「様式第三号から様式第三号の三まで」に改め、同条第四項を削る。

第一条の三の次に次の一条を加える。

（法第七条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準）

第一条の四　法第七条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度（厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）

を有すること。

二　前号に掲げるもののほか、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制が整備されていること。

第二条中「一般労働者派遣事業許可証」を「労働者派遣事業許可証」に改める。

第四条第一項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「すべて」を「全て」に、「発見し又は」を「発見し、又は」に改め、同条第二項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に、「すべて」を「全て」に改める。

第五条第一項中「一般労働者派遣事業許可有効期間更新申請書」を「労働者派遣事業許可有効期間更新申請書」に改め、同条第二項第一号中「ニ、ホ、ヘ及びト」を「ニからトまで、チ（受講証明書に係る部分に限る。）及びリからルまで」に改め、同項第二号中「及びト」を「、ト、チ（受講証明書に係る部分に限る。）及びリからルまで」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業計画書」を「労働者派遣事業計画書」に、「様式第三号」を「様式第三号から様式第三号の三まで」に改める。

第八条第一項中「起算して十日」の下に「（第三項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあ

ては、三十日）」を加え、「一般労働者派遣事業変更届出書」を「労働者派遣事業変更届出書」に、同条第二項中「一般労働者派遣事業変更届出書」を「労働者派遣事業変更届出書」に、「、ト及びチ」を「及びトからルまで」に、「一般労働者派遣事業に」を「労働者派遣事業に」に、「第二条第六号」を「第二条第四号」に、「一般派遣元事業主（以下「一般派遣元事業主」」を「派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」」に、「一般労働者派遣事業を」を「労働者派遣事業を」に改め、「うち履歴書」の下に「及び受講証明書」を加え、「及び履歴書」を「、履歴書及び受講証明書」に改め、同条第三項中「一般労働者派遣事業変更届出書」を「労働者派遣事業変更届出書」に改め、同条第四項中「一般派遣元事業主」を「派遣元事業主」に、「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、「履歴書」の下に「及び受講証明書」を加える。

第十条中「一般労働者派遣事業を」を「労働者派遣事業を」に、「すべて」を「全て」に、「一般労働者派遣事業廃止届出書」を「労働者派遣事業廃止届出書」に改める。

第一章第二節第二款の款名を削り、第十一条から第十六条までを次のように改める。

第十一条から第十六条まで　削除

第十七条第一項中「法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）」を「派遣元事業主」に改め、同条第二項中「及び様式第十一号の二」を削り、同条第三項第一号中「毎事業年度経過後一月が経過する日」を「毎事業年度における事業年度の終了の日の属する月の翌月以後の最初の六月三十日」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第十九条中「、法第十九条第一項」を削る。

第二十条中「、第八条第二項」を「又は第八条第二項」に改め、「、第十一条第二項又は第十四条」を削る。

第二十一条第二項中「令第五条の」を「令第四条第一項各号に掲げる」に、「令第四条第一項各号」を「同項各号」に、「又は令第五条各号に掲げる業務の条番号及び号番号」を「の号番号」に改め、同条第四項中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第二十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める区分）

第二十一条の二　法第二十六条第一項第二号の厚生労働省令で定める区分は、名称のいかんを問わず、業務の関連性に基づいて法第二条第四号に規定する派遣先（以下単に「派遣先」という。）が設定した労

働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分及び当該業務に係る労務管理に関して直接の権限を有するものとする。

第二十二条第三号中「法第三十条の二第一項に規定する派遣先（以下単に「派遣先」という。）」を「派遣先」に、「診療所、給食施設」を「診療所」に改め、「利用しているもの」の下に「（第三十二条の三各号に掲げるものを除く。）」を加え、同条に次の二号を加える。

四　労働者派遣の役務の提供を受ける者が、労働者派遣の終了後に当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合に、労働者派遣をする事業主に対し、あらかじめその旨を通知すること、手数料を支払うことその他の労働者派遣の終了後に労働者派遣契約の当事者間の紛争を防止するために講ずる措置

五　派遣労働者を無期雇用派遣労働者（法第三十条の二第一項に規定する無期雇用派遣労働者をいう。）又は第三十二条の五に規定する者に限るか否かの別

第二十二条の二第二号中「第四十条の二第一項第二号イ」を「第四十条の二第一項第三号イ」に改め、同条第三号中「第四十条の二第一項第二号ロ」を「第四十条の二第一項第三号ロ」に改め、同条第四号中「第四十条の二第一項第三号の業務について行われる」を「第四十条の二第一項第四号の」に改め、同条

第五号中「第四十条の二第一項第四号の業務について行われる」を「第四十条の二第一項第五号の」に改める。

第二十三条中「第二十六条第三項」を「第二十六条第二項」に改める。

第二十四条（見出しを含む。）中「第二十六条第三項第三号」を「第二十六条第二項第三号」に改め、同条第一号中「第二十六条第五項」を「第二十六条第四項」に改め、同条中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、同条第四号中「第四十条の三から第四十条の五まで」を「第四十条の四」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第四十条の五に規定する労働者の募集に係る事項の周知

第二十四条第三号の次に次の三号を加える。

四　法第四十条第二項に規定する教育訓練の実施に係る配慮

五　法第四十条第三項に規定する福利厚生施設の利用の機会の付与に係る配慮

六　法第四十条第五項に規定する賃金水準に関する情報の提供その他の措置の実施に係る配慮

第二十四条の二（見出しを含む。）中「第二十六条第五項」を「第二十六条第四項」に改める。

第二十五条を次のように改める。

（法第三十条第一項の厚生労働省令で定める者等）

第二十五条　法第三十条第一項の派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位（法第二十六条第一項第二号に規定する組織単位をいう。以下同じ。）の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある者として厚生労働省令で定めるものは、派遣先の事業所その他派遣就業の場所（以下「事業所等」という。）における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある者であつて、当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望しているもの（法第四十条の二第一項各号に掲げる労働者派遣に係る派遣労働者を除く。）とする。

２　前項の派遣労働者の希望については、派遣元事業主が当該派遣労働者に係る労働者派遣が終了する日の前日までに当該派遣労働者に対して聴くものとする。

３　法第三十条第一項のその他雇用の安定を図る必要性が高いと認められる者として厚生労働省令で定めるものは、当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である有期雇用派遣労働者（同項に

規定する有期雇用派遣労働者をいい、第一項に規定する者を除く。）とする。

4　法第三十条第一項の派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者であつて雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして厚生労働省令で定めるものは、当該派遣元事業主に雇用された期間が通算して一年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者とする。

第二十五条の二第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の二第一項」に改め、同条第二項中「第三十一条の二」を「第三十一条の二第一項」に改め、同項第一号中「見込み」の下に「、健康保険法（大正十一年法律第七十号）に規定する被保険者の資格の取得、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に規定する被保険者の資格の取得及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）に規定する被保険者となることに関する事項」を加え、同条を第二十五条の六とし、第二十五条の次に次の四条を加える。

（法第三十条の措置の実施の方法）

第二十五条の二　派遣元事業主は、法第三十条第一項の規定による措置を講ずるに当たつては、同項各号のいずれかの措置を講ずるように努めなければならない。

2　法第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による措置を講ずる場合におけ

る前項の規定の適用については、同項中「講ずるように努めなければならない」とあるのは、「講じなければならない。ただし、同項第一号の措置が講じられた場合であつて、当該措置の対象となつた特定有期雇用派遣労働者（同項に規定する特定有期雇用派遣労働者をいう。）が当該派遣先に雇用されなかつたときは、同項第二号から第四号までのいずれかの措置を講じなければならない」とする。

（法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項）

第二十五条の三　法第三十条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、特定有期雇用派遣労働者等（同項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。以下同じ。）の居住地、従前の職務に係る待遇その他派遣労働者の配置に関して通常考慮すべき事項とする。

（法第三十条第一項第四号の厚生労働省令で定める教育訓練）

第二十五条の四　法第三十条第一項第四号の厚生労働省令で定める教育訓練は、新たな就業の機会を提供するまでの間に行われる教育訓練（当該期間中、特定有期雇用派遣労働者等に対し賃金が支払われる場合に限る。）とする。

（法第三十条第一項第四号の厚生労働省令で定める措置）

第二十五条の五　法第三十条第一項第四号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　前条に規定する教育訓練

二　当該派遣元事業主が職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあつては、特定有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。

三　その他特定有期雇用派遣労働者等の雇用の継続が図られると認められる措置

第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（法第三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項）

第二十六条の二　法第三十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、第二十七条の二第一項各号に掲げる書類が同項に規定する行政機関に提出されていない場合のその具体的な理由とする。

第二十七条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項に定めるほか、派遣元事業主は、法第三十五条第一項の規定により次条第一項各号に掲げる書類がそれぞれ当該各号に掲げる省令により当該書類を届け出るべきこととされている行政機関に提出さ

れていることを派遣先に通知するときは、その事実を当該事実を証する書類の提示その他の適切な方法により示さなければならない。

第二十七条の次に次の一項を加える。

6　第四項の規定は、前項の通知について準用する。

第二十七条の二（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第一項第四号」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「第三十五条第一項第四号」を「第三十五条第一項第五号」に改める。

第二十八条の二第一号中「（昭和四十九年法律第百十六号）」を削る。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（法第三十六条の厚生労働省令で定める基準）

第二十九条の二　法第三十六条の厚生労働省令で定める基準は、過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとする。

第三十条の次に次の一条を加える。

（法第三十七条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練）

第三十条の二　法第三十七条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練は、法第三十条の二第一項の規定による教育訓練とする。

第三十一条（見出しを含む。）中「第三十七条第一項第八号」を「第三十七条第一項第十二号」に改め、同条第四号中「法第四十条の二第一項第一号の」を「令第四条第一項各号に掲げる」に改め、「条番号及び」を削り、同条第五号中「第四十条の二第一項第二号イ」を「第四十条の二第一項第三号イ」に改め、同条第六号中「第四十条の二第一項第二号ロ」を「第四十条の二第一項第三号ロ」に改め、同条第七号中「第四十条の二第一項第三号の業務について」を「第四十条の二第一項第四号の」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第四十条の二第一項第四号の業務について」を「第四十条の二第一項第五号の」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九　法第三十条の二第二項の規定による援助を行つた日及び当該援助の内容

第二章第三節中第三十三条の前に次の四条を加える。

（法第四十条第二項の厚生労働省令で定める場合）

第三十二条の二　法第四十条第二項の厚生労働省令で定める場合は、当該教育訓練と同様の教育訓練を派遣元事業主が既に実施した場合又は実施することができる場合とする。

（法第四十条第三項の厚生労働省令で定める福利厚生施設）

第三十二条の三　法第四十条第三項の厚生労働省令で定める福利厚生施設は、次のとおりとする。

一　給食施設

二　休憩室

三　更衣室

（法第四十条第五項の厚生労働省令で定める措置）

第三十二条の四　法第四十条第五項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者の賃金水準に関する情報の提供

二　派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の

労働者の賃金水準に関する情報の提供

三　派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する労働者の募集に係る事項（賃金に係る情報に関する部分に限る。）の提供

四　その他法第三十条の三第一項の規定により派遣先がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の賃金が適切に決定されるようにするために必要な措置

（法第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者）

第三十二条の五　法第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、六十歳以上の者とする。

第三十三条（見出しを含む。）中「第四十条の二第一項第三号」を「第四十条の二第一項第四号」に改める。

第三十三条の二（見出しを含む。）中「第四十条の二第一項第四号」を「第四十条の二第一項第五号」に改める。

第三十三条の三及び第三十三条の四を次のように改める。

（派遣可能期間の延長に係る意見の聴取）

第三十三条の三　法第四十条の二第四項の規定により労働者の過半数で組織する労働組合（以下「過半数労働組合」という。）又は労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の意見を聴くに当たつては、当該過半数労働組合又は過半数代表者に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　派遣可能期間を延長しようとする事業所等

二　延長しようとする期間

2　前項の過半数代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第一号に該当する者がいない事業所等にあつては、過半数代表者は第二号に該当する者とする。

一　労働基準法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二　法第四十条の二第四項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であること。

3　派遣先は、法第四十条の二第四項の規定により意見を聴いた場合には、次に掲げる事項を書面に記載し、延長前の派遣可能期間が経過した日から三年間保存しなければならない。

一　意見を聴いた過半数労働組合の名称又は過半数代表者の氏名

二　第一項の規定により過半数労働組合又は過半数代表者に通知した日及び通知した事項

三　過半数労働組合又は過半数代表者から意見を聴いた日及び当該意見の内容

四　意見を聴いて、延長する期間を変更したときは、その変更した期間

4　派遣先は、前項各号に掲げる事項を、次に掲げるいずれかの方法によつて、当該事業所等の労働者に周知しなければならない。

一　常時当該事業所等の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二　書面を労働者に交付すること。

三　電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該事業所等に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第三十三条の四　法第四十条の二第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　派遣可能期間の延長の理由及びその延長の期間

二　当該異議（労働者派遣により労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇

用の安定に資すると認められる雇用慣行が損なわれるおそれがある旨の意見に限る。）への対応に関する方針

2　派遣先は、法第四十条の二第五項の規定により過半数労働組合又は過半数代表者に対して説明した日及び説明した内容を書面に記載し、当該事業所等ごとの業務について延長前の派遣可能期間が経過した日から三年間保存しなければならない。

3　派遣先は、前項の書面に記載した事項を、前条第四項各号に掲げる方法によつて、当該事業所等の労働者に周知しなければならない。

第三十三条の五を第三十三条の九とし、第三十三条の四の次に次の四条を加える。

第三十三条の五　派遣先は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として、当該労働者に対して不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

第三十三条の六　法第四十条の二第七項の規定による通知は、同項の規定により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。

（法第四十条の四の厚生労働省令で定める者）

第三十三条の七　法第四十条の四の厚生労働省令で定める者は、法第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同条第一項第一号の措置が講じられた者とする。

（法第四十条の五第二項の厚生労働省令で定める者）

第三十三条の八　法第四十条の五第二項の厚生労働省令で定める者は、法第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により同項第一号の措置が講じられた者とする。

第三十四条第一号中「事業所その他の派遣就業の場所（以下この条及び次条において「事業所等」という。）」を「事業所等」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（法第四十二条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練）

第三十五条の二　法第四十二条第一項第九号の厚生労働省令で定める教育訓練は、次のとおりとする。

一　業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る教育訓練であつて計画的に行われるもの

二　業務の遂行の過程外において行われる教育訓練

第三十六条（見出しを含む。）中「第四十二条第一項第七号」を「第四十二条第一項第十号」に改め、同条第四号中「場所」の下に「並びに組織単位」を加え、同条第六号中「法第四十条の二第一項第一号の」を「令第四条第一項各号に掲げる」に改め、「条番号及び」を削り、同条第七号中「第四十条の二第一項第二号イ」を「第四十条の二第一項第三号イ」に改め、同条第八号中「第四十条の二第一項第二号ロ」を「第四十条の二第一項第三号ロ」に改め、同条第九号中「第四十条の二第一項第三号の業務について」を「第四十条の二第一項第四号の」に改め、同条第十号中「第四十条の二第一項第四号の業務について」を「第四十条の二第一項第五号の」に改める。

第三十八条第一項中「同条第一項第二号から第四号まで」を「同条第一項第四号から第六号まで」に改め、同条第二項中「、前項」を「、同項」に改める。

第四十五条第二項中「第四十六条第六項の規定によりじん肺法」の下に「（昭和三十五年法律第三十号）」を加える。

第五十五条第二号を次のように改める。

二　削除

第五十五条第五号中「及び第二項」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第１号（第１面）　　（日本工業規格Ａ列４）

※ 許可番号	
※ 許可／許可有効期間更新 年月日	年　月　日

労働者派遣事業 許可／許可有効期間更新 申請書

年　月　日

厚生労働大臣　殿

申請者　　印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律　第５条第１項／第10条第２項　の規定により、下記のとおり許可／許可有効期間更新を申請します。

申請者（法人にあつては役員を含む。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第６条各号（個人にあつては第１号から第９号まで、第11号及び第12号）のいずれにも該当せず、同法第36条の規定により選任する派遣元責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第６条第１号から第８号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

（ふりがな） 1 氏名又は名称			
2 住　所	〒（　　） （　　）　－		
3 大企業、中小企業の別	1　大企業　　2　中小企業	4 全労働者数	
5 産業分類	名称	分類番号	

6 役員の氏名、役名及び住所（法人の場合）

（ふりがな） 氏　名	役　名	住　所
代表者		

収入印紙

（消印してはならない。）

7 労働者派遣事業を行う事業所に関する事項

（ふりがな） ① 事業所の名称	② 事業所の所在地 〒（　　） （　　）　　－
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無	有　　無

④ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等

（ふりがな） 氏　名	職　名	住　所	製造業務専門派遣元責任者	キャリア・コンサルティングの担当者

⑤ キャリア・コンサルティングの担当者の氏名及び職名（④の者と同じ者の場合は記載を要しない）		⑥ 派遣元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦備考
（ふりがな） 氏　名	職　名	（ふりがな） 氏　名	職　名	
⑧ 事業所枝番号（更新の申請時のみ記載）		※		

（ふりがな） ① 事業所の名称	② 事業所の所在地 〒（　　） （　　）　　－
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無	有　　無

④ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等

（ふりがな） 氏　名	職　名	住　所	製造業務専門派遣元責任者	キャリア・コンサルティングの担当者

⑤ キャリア・コンサルティングの担当者の氏名及び職名（④の者と同じ者の場合は記載を要しない）		⑥ 派遣元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦備考
（ふりがな） 氏　名	職　名	（ふりがな） 氏　名	職　名	
⑧ 事業所枝番号（更新の申請時のみ記載）		※		

8　許可年月日	年　月　日	9　許可番号	
10 事業開始予定年月日	年　月　日		

11 その他

（日本工業規格Ａ列４）

様式第１号（第３面）

記載要領

1　※印欄には記載しないこと。

2　許可を申請するときは、表題中及び第１面上方の「許可有効期間更新」の文字並びに第１面上方の「第10条第２項」の文字を抹消すること。この場合には、８欄及び９欄には記載しないこと。

3　許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び第１面上方の「許可」の文字並びに第１面上方の「第５条第１項」の文字を抹消すること。事業所枝番号がある場合には、７欄の⑧に該当する事業所の事業所枝番号を記載すること。なお、10欄には記載しないこと。

4　第１面上方の申請者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

5　３欄は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者又は同条第５項に規定する小規模企業者である場合には「２　中小企業」の数字、その他の企業者である場合には「１　大企業」の数字をそれぞれ〇で囲むこと。

6　４欄には、申請する日の属する月の前月の末日に雇用している全労働者数を記載すること。

7　５欄は、申請日時点の日本標準産業分類に基づき記載すること。なお、記載する産業分類は細分類とすること。

8　許可の有効期間の更新を申請するときは、６欄の記載は要しないこと。

9　７欄は、申請者が労働者派遣事業を行おうとする事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

10　７欄の③は、該当する文字を〇で囲むこと。
なお、「有」の場合には、７欄の④に該当する派遣元責任者の「製造業務専門派遣元責任者」欄に〇印を記載すること。

11　派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において派遣元責任者が対応する場合は、７欄の④の「キャリア・コンサルティングの担当者」欄に〇印を記載すること。

12　派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において７欄の④の派遣元責任者以外の者が対応する場合は、７欄の⑤に当該者の氏名及び職名を記載すること。

13　11欄には、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。

14　収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

15　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

16　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第６条第１項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業にあっては、11欄に届出受理番号及び届出受理年月日を記載すること。

様式第三号を次のように改める。

様式第３号（第１面）　　（日本工業規格Ａ列４）

労働者派遣事業計画書

Ⅰ　計画事業所の概要

（ふりがな） 1　事業所の名称	
2　計画対象期間	～

3　資産等の状況

区　分		価　額（円）	摘　要
	現金・預金		
	土地・建物		
	その他		
資産額（計）			
負債額（計）			

4　株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合（%）
1		
2		
3		
4		
5		
その他の株主　（　　名）		
合計　（　　名）		

5　労働保険等の加入状況

			未加入の場合の誓約 （自署によること）
①　労働保険等の加入状況	雇用保険	1　有　　2　無	
	健康保険	1　有　　2　無	
	厚生年金保険	1　有　　2　無	

②　労働保険番号		
③　雇用保険適用事業所番号		
ア　当該事業所の派遣労働者数（人）		
イ　うち雇用保険の未加入派遣労働者数（人）		
④　事業所整理記号		
⑤　事業所番号		
ア　当該事業所の派遣労働者数（人）		
イ　うち健康保険の未加入派遣労働者数（人）		
ウ　うち厚生年金保険の未加入派遣労働者数（人）		

6　民営職業紹介事業との兼業の有無	1　有　2　同時申請・申請中　3　無	許可番号・届出番号	
7　請負事業との兼業の有無	1　有　　2　無	うち構内請負の実施	1　有　　2　無
8　事業所の面積(㎡)			

9　備考

様式第３号（第２面）　　（日本工業規格Ａ列４）

Ⅱ　労働者派遣計画

1　登録制度の実施	1　有　　2　無

2　派遣労働者として雇用すること等が予定される１日当たり平均人数

	計	うち１年以上の雇用予定の者	うち１年未満の雇用予定の者	登録者
①派遣労働者総数計（人）				
②無期雇用派遣労働者（人）		―	―	―
③有期雇用派遣労働者（人）				
④日雇派遣労働者（人）				

3　労働者派遣の役務の提供を受ける者の確保の対象地域

4　指揮命令の系統

5　労働者派遣に関する事業所の平均的な料金及び派遣業務別の料金の額

		①平均的な１人１日（８時間）当たりの派遣料金	②平均的な１人１日（８時間）当たりの賃金	③その他	④労働保険料（事業主負担分）	⑤社会保険料（事業主負担分）
全派遣業務平均						
職業分類番号	派遣業務内容	―	―	―	―	―

6　労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号		教育の内容	教育の方法の別　1　座学・2　実技	教育の実施主体の別　1　事業主・2　派遣先・3　教育機関・4　その他	１人当たりの平均実施時間
①						
②						
③						
④						
⑤						

7　その他の教育訓練（６及び様式第３号－２に係るものを除く）

	訓練の内容	訓練の方法の別　1　0JT・2　0FF-JT	訓練の実施主体の別　1　事業主・2　派遣先・3　訓練機関・4　その他	訓練費負担の別　1　無償（実費負担なし）・2　無償（実費負担あり）・3　有償	賃金支給の別　1　有給（無給部分なし）・2　有給（無給部分あり）・3　無給	１人当たりの平均実施時間
①						
②						
③						

8　６及び７の教育訓練に用いる施設、設備等の概要、教育の実施責任者の役職・氏名

9　海外派遣の予定の有無	1　有　　2　無

（日本工業規格Ａ列４）

様式第３号（第３面）

記載要領

Ⅰ 計画事業所の概要

１　２欄には、事業所で事業開始を予定する日又は許可の有効期間の更新を予定する日及び許可の有効期間の末日を含む事業年度の終了の日を記載すること。

２　３欄及び４欄には、企業全体の状況を記載すること。

３　３欄には、法人の場合には直近の決算時における資産等の状況について、個人の場合には納税期末日における事業に係る資産等の状況について記載すること。

４　４欄には、株式会社のみ、持株数の多い順序に従い５名記載すること。

５　５欄の①は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無について該当する数字を○で囲むこと。
　また、加入対象となる派遣労働者の不存在（有効期間の更新時においては加入要件を満たさない者の存在を含む。）による未加入の場合には、加入対象となる派遣労働者の雇用等により加入義務が生じた際に必ず加入する旨、所定欄に誓約すること。その際には自署にて記載すること。

６　５欄の③のアには、申請日の属する月の前月末日に雇用している全労働者のうち派遣労働者、イには、アのうち法定の適用除外事由に該当する者も含めた雇用保険未加入の派遣労働者の実人数を記載すること。

７　５欄の⑤のアには、申請日の属する月の前月末日に雇用している全労働者のうち派遣労働者の実人数を記載すること。イには、アのうち法定の適用除外事由に該当する者も含めた健康保険未加入の派遣労働者の実人数を、ウには、アのうち法定の適用除外事由に該当する者も含めた厚生年金保険未加入の派遣労働者の実人数を記載すること。

８　６欄は、民営職業紹介事業との兼業の状況について該当する数字を○で囲むこと。民営職業紹介事業の許可申請書を同時に提出する場合又は許可の申請をしているが許可又は不許可の処分がされていない場合は、２を○で囲むこと。既に民営職業紹介事業の許可を受けている場合又は届出を行っている場合は、当該許可番号・届出番号を記載すること。

９　７欄は、請負事業の実施の有無について該当する数字を○で囲むこと。労働者派遣事業と請負の区別については、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）を参照すること。
　その際、製造業に分類される事業者であつて、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うことをいう。）を実施している場合は、「うち構内請負の実施」の１を○で囲むこと。

10　事業所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第６条第１項の規定により労働者派遣事業を行う場合は、９欄に、届出受理番号及び届出受理年月日を記載すること。

Ⅱ 労働者派遣計画

１　１欄は、派遣労働者の登録制度の有無について該当する数字を○で囲むこと。この場合において、「登録制度」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度をいうこと。

２　２欄について、「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条の２第1項に規定する期間を定めないで雇用される派遣労働者をいうこと。また、「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する期間を定めて雇用される派遣労働者をいうこと。

３　２欄について、「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の４第１項に規定する日々又は30日以内の期間を定めて雇用される派遣労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれるので留意すること。

様式第３号（第４面）

４　２欄の①から④までについては、計画対象期間において労働者派遣法第５条第１項の許可を受けて行っている、又は行おうとする労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用していることが予定される1日当たり平均数を記載すること。
　この場合において、「１日当たりの平均数」とは１日当たりの派遣労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者（例えば、派遣労働者の雇用管理や派遣先との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。）の１人１日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。

５　２欄の①、③及び④の「登録者」については、計画対象期間において労働者派遣法第５条第１項の許可を受けて行っている、又は行おうとする労働者派遣事業に係る登録者（雇用されている者を含み、過去１年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除く。）であることが予定される者の１日当たりの平均数を合計欄に記載すること。

６　４欄は、労働者派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令の系統及び派遣元責任者（派遣元責任者の職務代行者を含む。）の地位を記載すること。

７　５欄には、計画対象期間において派遣労働者を従事させようとする業務の平均及び主な業務別の派遣料金、賃金額及びその他事業者の負担する金額を記載すること。業務別の状況については、派遣労働者が従事する業務に該当する日本標準職業分類の分類番号（中分類とすること。）及び具体的な業務内容を記載すること。

８　５欄の①から⑤までには、計画対象期間における労働者派遣に関する平均的な１人１日（８時間として算定すること。以下この８において同じ。）当たりの労働者派遣に関する料金の額、平均的な１人１日当たりの派遣労働者の賃金の額及び当該労働者派遣に関して事業主が負担するその他の総額（１人１日当たりの額として算定した額）、このうち労働保険料及び社会保険料の事業主負担分の額（１人１日当たりの保険料の額として算定した額）をそれぞれ記載すること。

９　６欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」について、７欄には一般教養的な訓練等の「その他の教育訓練」（６欄及びキャリアアップ措置に係るものを除く）について、それぞれ主な教育訓練計画を記載すること。

10　６欄及び７欄については教育訓練コース単位で記載すること。６欄については５コースを、７欄については３コースを本欄に記載すること。

11　６欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第１項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第１項各号のうち該当号数に応じた１～８までの数字を、労働安全衛生法第59条第２項の規定に該当する場合は９を、同条第３項に該当する場合は10を、その教育の主な内容に応じて最大２つまで記載すること。

12　６欄の「教育の内容」及び７欄の「訓練の内容」については、「４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「ＫＹ（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。

13　７欄の訓練の方法のうち、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。

14　労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育については、事業主の義務として業務時間中に行うものであることから、「無償」かつ「有給」で行うべきものであることに留意すること。

15　７欄の「訓練費負担の別」について、「１　無償（実費負担なし）」はテキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施すること、「２　無償（実費負担あり）」はテキスト代等の実費負担があるものの原則として無償で実施すること、「３　有償」はこれら以外をいうこと。

16　７欄の「賃金支給の別」について、「１　有給（無給部分なし）」は全ての訓練を受けることに対して給与を支払うこと、「２　有給（無給部分あり）」は自主的に実施する訓練については無給とする場合があるものの原則として訓練を受けることに対して給与を支払うこと、「３　無給」は訓練を受けることに対して給与を支払わないことをいうこと。

17　６欄及び７欄の「１人当たりの平均実施時間」については、対象労働者に対して実施予定の平均的な教育訓練時間を記載すること。

18　８欄の「教育の実施責任者」は、安全衛生教育の実施に関し責任を有する者の地位及び氏名を記載すること。

19　９欄は、海外派遣の予定の有無について、該当する数字を○で囲むこと。

20　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第三号の次に様式第三号の二及び様式第三号の三として次のように加える。

（日本工業規格Ａ列４）

様式第３号－２（第１面）

キャリア形成支援制度に関する計画書

１ キャリア・コンサルティングの担当者の人数

		計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリア・コンサルティングに関する具体的な職務経験又はその有する知見（具体的に記載すること）
計						
	キャリア・コンサルタント				—	
	上記以外の担当者				—	
	営業職				—	
	その他				—	

２ キャリア・コンサルティング窓口

窓口の開設方法	キャリア・コンサルティングを行う場所	備考
１ 事務所内に設置・２ 電話での相談窓口の設置･３ e-mailでの専用窓口の設置･４ 専用WEBサイトの設置･5 その他	１ 社内（本社、支社等を含む）の特定の場所・２ 社内の不特定の場所･３ 派遣先の特定の場所・４ 派遣先の不特定の場所･５ 社外･６ その他	

３ キャリア・コンサルティングに関するマニュアル等の有無

１ 有　　２ 無

４ キャリアアップに資する教育訓練

	キャリアアップ措置の種別（１ 入職時等基礎的訓練、２ 職能別訓練、３ 職種転換訓練、４ 階層別訓練、５ その他の教育）		対象となる派遣労働者の種別（１ 雇入時・２ 派遣中・３ 待機中・４ 入社○年目（階層別訓練の場合のみ選択のこと）・５ その他）			１人当たり年間平均実施時間				訓練の方法の別 １ OJT ・ ２ OFF-JT	訓練費負担の別 １ 無償（実費負担なし）・２ 無償（実費負担あり）・３ 有償	賃金支給の別 １ 有給（無給部分なし）・２ 有給（無給部分あり）・３ 無給
		具体的な教育訓練		具体的な対象労働者	人数	１年目	２年目	３年目	４年目以降			
①												
②												
③												
④												
⑤												
⑥												
⑦												
⑧												
１人当たりの平均実施予定時間の合計（「訓練費負担の別」が「１ 無償（実費負担なし）」であり、「賃金支給の別」が「１ 有給（無給部分なし）」であるもののみ合計可。）												

「キャリアアップに資する教育訓練」実施にあたって支払う賃金額（１人１時間当たり平均）	
備考	

※　１人当たりの平均実施予定時間が、年間概ね８時間に満たない場合、備考欄にその具体的理由を記載すること

５ 上記教育訓練が、キャリアアップに資すると考える理由

６ 無期雇用派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた教育訓練の実施	１ 有　　２ 無	備考	

７ 上記６の実施にあたってどのようなことを考慮しているのかを具体的に記載すること

８ 派遣労働者のキャリアアップ措置に係る教育訓練に用いる施設、設備等の概要

※　様式第３号の８欄と異なる場合のみ記載すること

９ 教育訓練等の情報を管理した資料の保存期間が労働契約終了後３年間以上あること	１ 有　　２ 無

10 備考

※労働局記載欄

（日本工業規格Ａ列４）

様式第３号－２（第２面）

記載要領

１　１欄の「キャリア・コンサルタント」については、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者の実人数を記載すること。それ以外の者であつてキャリア・コンサルティングに関する知見を有する者（実務に従事していた者や類似した民間資格を有する者等）については、「上記以外の担当者」の「その他」にその実人数を記載すること。

２　１欄の派遣元責任者との兼任状況は「キャリア・コンサルティングの担当者」の計の内数を記載すること。

３　１欄のキャリア・コンサルティングに関する具体的な職務経験又はその有する知見に関しては、当該キャリア・コンサルティングを担当する者が、どのような知見や職務経験を有しているのかについて、「職業能力開発推進者３年目」、「４年間の人事経験あり」等具体的に記載すること。
　なお、キャリア・コンサルティングの担当者が複数いる場合については、主な者についてのみ記載すること。

４　２欄について、キャリア・コンサルティング窓口の「開設方法」、「キャリア・コンサルティングを行う場所」に関して該当する番号をすべて記載すること。また、「その他」を選択した場合は、その内容を備考欄に記載すること。なお、窓口未開設の場合は、開設予定の窓口に係る情報を記載すること。

５　３欄について、１を〇で囲んだ場合には、キャリア・コンサルティングに係るマニュアル又はマニュアルの概要を参考資料として添付すること。

６　４欄には、計画対象期間において実施する予定の主なキャリアアップに資する教育訓練について、訓練コース単位で8コースまでを本欄に記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。

７　４欄の「キャリアアップ措置の種別」については、キャリアアップ措置に関する教育訓練の主たる目的に応じて、該当する番号を記載すること。

８　４欄の「具体的な教育訓練」については、「係長・課長就任研修」、「〇〇語研修」等実施を計画している訓練が特定できるよう具体的に記載すること。

９　４欄の「対象となる派遣労働者の種別」には、該当する番号を記載するとともに、「具体的な対象労働者」欄に「初めて派遣する労働者」、「待機中の者」等、具体的に記載すること。なお、「待機中の者」とは、労働契約は締結している者であつて、派遣先が決まつていない又は派遣先は決まつているが派遣先での就業開始日が到来していない者をいい、登録中の者（労働契約を締結していない者）は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。

10　４欄の「人数」には、キャリアアップに資する教育訓練を実施する予定の全ての派遣労働者数を記載すること。

11　４欄の「１人当たり年間平均実施時間」については、対象となる派遣労働者に対して実施する予定の教育訓練の時間を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を１年目、２年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、１つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う同一の訓練であっても、２年目以降は１年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、２つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。

12　４欄の「0JT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「0FF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。キャリアアップに資する教育訓練として0JTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的な0JTを実施しなければならないことに留意すること。

13　４欄の「訓練費負担の別」において、「１　無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練のすべてを無償で実施することを、「２　無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「３　有償」とは、これ以外をいうこと。

14　４欄の「賃金支給の別」において、「１　有給（無給部分なし）」とは、用意したすべての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「２　有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「３　無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

15　４欄のキャリアアップに資する教育訓練については、「訓練費負担の別」が「１　無償（実費負担なし）」であつて、「賃金支給の別」が「１　有給（無給部分なし）」であることが派遣元事業主の許可要件であることに留意すること。そのうち、フルタイム勤務の者であつて１年以上の雇用見込みのあるものを対象とした訓練については、４欄の「１人当たり年間平均実施時間」が、年間概ね８時間以上であることが求められることに留意すること。

16　４欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払う賃金額（１人１時間当たり平均）」欄については、キャリアアップに資する教育訓練時における賃金の平均額を記載すること。

17　５欄には、実施する教育訓練がキャリアアップに資すると考える理由について具体的に記載すること。

18　無期雇用派遣労働者を雇用する事業主においては、４欄に記載した教育訓練に、「無期雇用派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた訓練」がある場合、６欄の１を〇で囲むこと。

19　７欄には、無期雇用派遣労働者への中長期的なキヤリア形成を考慮に入れた訓練について、どのようなことを考慮しているのか具体的に記載すること。

20　９欄には、教育訓練等の情報を管理した資料を、各派遣労働者の労働契約が終了した後３年以上保存する場合には１を〇で囲むこと。

21　労働局記載欄には何も記載しないこと。

22　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

（日本工業規格Ａ列４）

様式第３号－３

雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書

年　　月　　日

雇用保険等の被保険者資格取得の状況について、下記の通り報告します。

（ふりがな） １ 事業所の名称	

【雇用保険】

２ 適用事業所番号		３ 派遣労働者のうち、未加入者数（人）	人

４ 未加入者の氏名及び未加入の理由

氏　　名	未加入の理由	未加入の具体的な理由（⑤その他を選択した場合に記載すること）

【雇用保険の未加入の理由】
① 65歳に達した日以後に雇用される者
② １週間の所定労働時間が20時間未満である者
③ 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
④ 昼間学生（労働者派遣法施行令第４条第２項第２号に掲げる者をいう。）
⑤ その他（その他を選択した場合は、必ず具体的な理由を記載すること。）

【健康保険・厚生年金保険】

５	事業所番号		６	派遣労働者のうち、未加入者数（人）	健康	人
	事業所整理記号				厚生	人

７ 未加入者の氏名及び未加入の理由

氏　　名	種類	未加入の理由	未加入の具体的な理由（⑤その他を選択した場合に記載すること）
	健康		
	厚生		
	健康		
	厚生		
	健康		
	厚生		
	健康		
	厚生		
	健康		
	厚生		

【健康保険・厚生年金保険の未加入の理由】
① １日の所定労働時間が、一般社員の概ね４分の３未満である者
② １週間の所定労働時間が、一般社員の概ね４分の３未満である者
③ １か月の勤務日数が、一般社員の所定労働日数の概ね４分の３未満である者
④ ２か月以内の期間を定めて使用される者
⑤ その他（その他を選択した場合は、必ず具体的な理由を記載すること。）

（記載要領）
１　本様式は、派遣労働者のうち、雇用保険等の未加入者がいる場合に提出を要すること。
２　雇用保険等の資格取得状況について、許可又は更新の申請日における状況を本様式に記載すること。
３　１欄は、該当事業所の名称を記載すること。
４　２欄、３欄、５欄及び６欄には、様式第３号５欄において労働保険等の加入状況を記載したものを記載すること。
５　４欄及び７欄には、未加入の理由をそれぞれ①から⑤のうちから選択すること。なお、⑤その他を選択した場合は、未加入の具体的な理由を必ず記載すること。
６　７欄について、健康保険・厚生年金保険の種類それぞれの状況を記載すること。
７　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第四号を次のように改める。

様式第４号　　（日本工業規格Ａ列４）

許可番号

許可年月日　　年　　月　　日

労働者派遣事業許可証

氏名又は名称

住所

事業所の名称

事業所の所在地

有効期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第５条第１項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者であることを証明する。

年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣

事業所枝番号

様式第五号を次のように改める。

様式第５号（第１面）　　（日本工業規格Ａ列４）

※	再交付 書　換	年月日	年　月　日

許　可　証　再　交　付　申　請　書
労　働　者　派　遣　事　業　変　更　届　出　書
労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書

年　月　日

厚　生　労　働　大　臣　　殿

申請者
届出者　　印

1　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第８条第３項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。

2　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第１項の規定により下記のとおり届け出ます。

3　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第４項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。

4　届出者（法人にあつては役員を含む。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第６条各号（個人にあつては第１号から第９号まで、第11号及び第12号）のいずれにも該当しないことを誓約します。

5　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、未成年者でないこと、同法第６条第１号から第８号までのいずれにも該当しないこと及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の２に規定する基準に適合することを誓約します。

1 許可番号		2 許可年月日	年　月　日
3 （ふりがな） 氏名又は名称			
4 住所	〒（　　） （　　）　－		
5 （ふりがな） 代表者の氏名 （法人の場合）			
6 （ふりがな） 事業所の名称			
7 事業所の所在地	〒（　　） （　　）　－		
※			

収入印紙
（消印してはならない。）

様式第５号（第２面）　　（日本工業規格Ａ列４）

8 変 更 の 内 容			
変更に係る事項	変　更　後	変　更　前	変更年月日
① （ふりがな） 氏名又は名称			年　月　日
② 住　所	〒（　　） （　　）　－	〒（　　） （　　）　－	年　月　日
③ 代表者の氏名 （ふりがな） （法人の場合）			年　月　日
④ 役員の氏名及び住所 （法人の場合）	（ふりがな） 氏 名 住 所	（ふりがな） 氏 名 住 所	年　月　日
⑤ （ふりがな） 事業所の名称			年　月　日
⑥ 事業所の所在地	〒（　　） （　　）　－	〒（　　） （　　）　－	年　月　日
⑦ 特定製造業務への労働者派遣	開始年月日　年　月　日	終了年月日　年　月　日	
⑧ 派遣元責任者の氏名、住所等	（ふりがな） 氏 名 住 所 備考 製造業務専門 キャリア担当者	（ふりがな） 氏 名 住 所 備考 製造業務専門 キャリア担当者	年　月　日
⑨ 労働者派遣事業を行う事業所の新設			
イ 事業開始年月日	年　月　日		
ロ （ふりがな） 事業所の名称			
ハ 事業所の所在地	〒（　　） （　　）　－		
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無	1　有　　2　無		

ホ　派遣元責任者の氏名、職名、住所等

（ふりがな） 氏　名	職　名	住　所	製造業務専門	キャリア担当者	備考

ヘ　キャリア・コンサルティングの担当者の氏名及び職名（ホと同じ者の場合は記載を要しない）

（ふりがな） 氏 名		職名		備考	

※

⑩ 労働者派遣事業を行う事業所の廃止

イ　（ふりがな） 事業所の名称	
ロ 事業所の所在地	〒（　　） （　　）　－
ハ 廃止年月日	年　月　日
ニ 事業所の廃止理由	

※

9　再交付を申請する理由	

※

10　備　考	

（日本工業規格Ａ列４）

様式第５号（第４面）

記載要領

１ 各申請書及び届出書共通事項

（１）　※印欄には、記載しないこと。

（２）　第１面上方の　申請者
届出者　　欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

（３）　３欄から７欄までには８欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。

２ 許可証の再交付を申請するときの記載方法

（１）　表題「労働者派遣事業変更届出書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第１面上方の２から５までの全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。

（２）　８欄には記載しないこと。

（３）　９欄には、再交付の申請に至つた理由を具体的に記載すること。

（４）　収入印紙を申請書の正本にのみ貼り、消印はしないこと。

３ 労働者派遣事業において、８欄の③、④、⑦又は⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

（１）　表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第１面上方の１及び３の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。また、８欄の③又は④の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第１面上方の４の全文を、８欄の⑧の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第１面上方の５の全文を抹消すること。

（２）　８欄の③又は④に係る変更の届出をしようとする場合には、６欄及び７欄には記載しないこと。

（３）　８欄には、変更に係る事項のみを記載すること。

（４）　９欄には記載しないこと。

（５）　特定製造業務への労働者派遣を実施し、又は実施を予定している場合において、変更後の派遣元責任者を同時に製造業務専門派遣元責任者として選任する場合には、８欄の⑧の「製造業務専門」欄に○印を記載すること。

（６）　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の２第２項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、変更後の派遣元責任者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、８欄の⑧の「キャリア担当者」欄に○印を記載すること。

（７）　収入印紙を貼る必要はないこと。

４ 労働者派遣事業において、８欄の①、②、⑤又は⑥の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法

（１）　表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書」並びに第１面上方１、４及び５の全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。

（２）　８欄の①又は②に係る変更の届出をしようとする場合には、６欄及び７欄には記載しないこと。

（３）　８欄には、変更に係る事項のみを記載すること。

（４）　９欄には記載しないこと。

（５）　収入印紙を申請書の正本にのみ貼り、消印はしないこと。

５ 労働者派遣事業において、８欄の⑨の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

（１）　表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第１面上方１、３及び４の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。

（２）　８欄の⑨ニは、該当する数字を○で囲むこと。なお、「１　有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、８欄の⑨ホ「製造業務専門」欄に○印を記載すること。

（３）　労働者派遣法第30条の２第２項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣元責任者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、８欄の⑨ホの「キャリア担当者」欄に○印を記載すること。

（４）　労働者派遣法第30条の２第２項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、８欄の⑨ホの派遣元責任者以外の者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、へに必要事項を記載すること。

（５）　６欄、７欄及び９欄には記載しないこと。

（６）　収入印紙を貼る必要はないこと。

（７）　10欄に、労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。

６ 労働者派遣事業において、８欄の⑩の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

（１）　表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第１面上方１、３、４及び５の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。

（２）　６欄、７欄及び９欄には記載しないこと。

（３）　８欄の⑩ニには、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。

（４）　収入印紙を貼る必要はないこと。

７ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第８条第２項ただし書きの規定により添付書類を省略する場合は、10欄にその旨を記載すること。

８ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第８条第４項の規定により添付書類を省略する場合は、10欄にその旨及び変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。

９ 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第八号を次のように改める。

様式第８号　　（日本工業規格Ａ列４）

労働者派遣事業廃止届出書

年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣　　殿

届出者　　印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第13条第１項の規定により下記のとおり届け出ます。

1 許 可 番 号		2 許 可 年 月 日	年　　月　　日
3 （ふりがな） 氏 名 又 は 名 称			
4 （ふりがな） 代表者の氏名（法人の場合）			
5 事 業 所 の 名 称（ふりがな）	6 事 業 所 の 所 在 地		
	〒（　　） （　　）　－	事業所枝番号	
	〒（　　） （　　）　－	事業所枝番号	
	〒（　　） （　　）　－	事業所枝番号	
	〒（　　） （　　）　－	事業所枝番号	
7 廃 止 年 月 日	年　　月　　日		
備　考			

記載要領

1　　届出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

2　　５欄及び６欄には、事業を廃止した全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。

3　　備考欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

4　　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第６条第１項の規定により引き続き行うことができるとされた労働者派遣事業に係る廃止の場合、備考欄に当該事業に係る届出受理番号及び届出受理年月日を記載すること。

様式第九号を削る。

様式第十号を削る。

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号（第１面）　　（日本工業規格Ａ列４）

許可番号	
事業所枝番号	
許可年月日	年　月　日

労働者派遣事業報告書 （年度報告）（６月１日現在の状況報告）

年　月　日

厚　生　労　働　大　臣　　殿

提出者　　印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第１項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

（ふりがな） 1　氏名又は名称			
2　住　所	〒（　　） （　　）　－		
（ふりがな） 3　代表者の氏名 （法人の場合）		役　名	
（ふりがな） 4　事業所の名称			
5　事業所の住所	〒（　　） （　　）　－		
6　大企業、中小企業の別	1　大企業　　2　中小企業		
7　産業分類	名称	分類番号	
8　事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	～		
9　民営職業紹介事業との兼業	1　有　　2　無	許可・届出番号	
10　親会社の名称		備考	
①労働者派遣事業の許可番号		②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11　請負事業の実施	1　有　　2　無	うち構内請負の実施	1　有　　2　無
12　労働者派遣事業の売上高		13　請負事業の売上高	
14　備考			

※労働局記入欄

Ⅰ　年度報告

（１）派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が１年以上の派遣労働者	うち同じ職場に１年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が１年未満の派遣労働者	うち同じ職場に１年以上派遣見込みの者
①全労働者		―	―	―	―
②派遣労働者総計					
③無期雇用派遣労働者					
④有期雇用派遣労働者					
⑤日雇派遣労働者					
⑥ 登録者　※		―	―	―	―

※登録制度のある事業主のみ

（２）海外派遣労働者数（実人数）

（３）派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	１日以下のもの	１日を超え７日以下のもの	７日を超え１月以下のもの	１月を超え２月以下のもの	２月を超え３月以下のもの	３月を超え６月以下のもの	６月を超え１２月以下のもの	１年を超え３年以下のもの	３年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった

（４）教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の内容	教育の方法の別　１　座学　・　２　実技	教育の実施主体の別　１　事業主・２　派遣先・３　教育機関・４　その他	受講した派遣労働者数	１人当たりの平均実施時間
イ						
ロ						
ハ						
ニ						
ホ						

③主な派遣先事業主（取引額上位５社）

氏名又は名称	所在地

② その他の教育訓練（①及び（９）に係るものを除く）

訓練の内容		訓練の方法の別　１　OJT　・　２　OFF-JT	訓練の実施主体の別　１　事業主・２　派遣先・３　訓練機関・４　その他	訓練費負担の別　１　無償（実費負担なし）・２　無償（実費負担あり）・３　有償	賃金支給の別　１　有給（無給部分なし）・２　有給（無給部分あり）・３　無給	１人当たりの平均実施時間
イ						
ロ						
ハ						

（５）紹介予定派遣に関する事項

イ　紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ　紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数（人）	ハ　紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ　紹介予定派遣で職業紹介を経て直接つ雇用に結びついた労働者数（人）

（６）雇用安定措置（法第30条）の措置の実績

期間	対象派遣労働者数	第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	第２号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数	第３号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第４号の措置（その他の措置）を講じた人数　教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	第４号の措置（その他の措置）を講じた人数　紹介予定派遣（※２）	第４号の措置（その他の措置）を講じた人数　左記以外のその他の措置	備考
計									
３年見込み									
２年半から３年未満見込み									
２年から２年半未満見込み									
１年半から２年未満見込み									
１年から１年半未満見込み									
１年未満見込み（※１）									

※１　「１年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が１年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※２　（５）欄の「イ　紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

（７）派遣料金及び派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）（日雇派遣労働者を除く）

	派遣料金（１日（８時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
全業務平均						
01 管理的公務員						
02 法人・団体役員						
03 法人・団体管理職員						
04 その他の管理的職業従事者						
05 研究者						
06 農林水産技術者						
07 08 製造技術者						
09 建築・土木・測量技術者						
10 情報処理・通信技術者						
11 その他の技術者						
12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師						
13 保健師，助産師，看護師						
14 医療技術者						
15 その他の保健医療従事者						
16 社会福祉専門職業従事者						
17 法務従事者						
18 経営・金融・保険専門職業従事者						
19 教員						
20 宗教家						
21 著述家，記者，編集者						
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者						
23 音楽家，舞台芸術家						
24 その他の専門的職業従事者						
25 一般事務従事者						
26 会計事務従事者						
27 生産関連事務従事者						
28 営業・販売事務従事者						
29 外勤事務従事者						
30 運輸・郵便事務従事者						
31 事務用機器操作員						
32 商品販売従事者						
33 販売類似職業従事者						
34 営業職業従事者						
35 家庭生活支援サービス職業従事者						
36 介護サービス職業従事者						
37 保健医療サービス職業従事者						
38 生活衛生サービス職業従事者						

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金（１日（８時間当たり）の額）

	日雇派遣労働者の派遣料金（1日（８時間当たり）の額）
全業務平均	
４－１（情報処理システム開発）	
４－２（機械設計）	
４－３（事務用機器操作）	
４－４（通訳、翻訳、速記）	
４－５（秘書）	
４－６（ファイリング）	
４－７（調査）	
４－８（財務）	
４－９（貿易）	
４－10（デモンストレーション）	
４－11（添乗）	
４－12（受付・案内）	
４－13（研究開発）	
４－14（事業の実施体制の企画、立案）	
４－15（書籍等の制作・編集）	
４－16（広告デザイン）	
４－17（ＯＡインストラクション）	
４－18（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）	

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）（日雇派遣労働者を除く）（続）

	派遣料金（１日（８時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
39 飲食物調理従事者						
40 接客・給仕職業従事者						
41 居住施設・ビル等管理人						
42 その他のサービス職業従事者						
43 ～45 自衛官・司法警察職員等	―	―	―	―	―	―
46 農業従事者						
47 林業従事者						
48 漁業従事者						
49 50 生産設備制御・監視従事者						
51 機械組立設備制御・監視従事者						
52 53 製品製造・加工処理従事者						
54 機械組立従事者						
55 機械整備・修理従事者						
56 57 製品検査従事者						
58 機械検査従事者						
59 生産関連・生産類似作業従事者						
60 鉄道運転従事者						
61 自動車運転従事者						
62 船舶・航空機運転従事者						
63 その他の輸送従事者						
64 定置・建設機械運転従事者						
65 建設躯体工事従事者	―	―	―	―	―	―
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）						
67 電気工事従事者						
68 土木作業従事者	―	―	―	―	―	―
69 採掘従事者						
70 運搬従事者						
71 清掃従事者						
72 包装従事者						
99 分類不能の職業						

③ 日雇派遣労働者の業務別賃金（１日（８時間当たり）の額）

	日雇派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）
全業務平均	
４－１（情報処理システム開発）	
４－２（機械設計）	
４－３（事務用機器操作）	
４－４（通訳、翻訳、速記）	
４－５（秘書）	
４－６（ファイリング）	
４－７（調査）	
４－８（財務）	
４－９（貿易）	
４－10（デモンストレーション）	
４－11（添乗）	
４－12（受付・案内）	
４－13（研究開発）	
４－14（事業の実施体制の企画、立案）	
４－15（書籍等の制作・編集）	
４－16（広告デザイン）	
４－17（ＯＡインストラクション）	
４－18（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）	

（８）マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」をすること
インターネット	
書類の備えつけ	
その他（　　）	

（９）キャリアアップ措置の実績

① キャリア・コンサルティングの窓口担当者の人数

		計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	
						職務経験有り	知見有り
計							
キャリア・コンサルタント					—	—	—
上記以外の担当者					—		
	営業職				—		
	その他				—		

② キャリア・コンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者

③ キャリアアップに資する教育訓練

訓練の内容等	対象となる派遣労働者 上段：種別（１ 派遣前（雇入時）・２ 派遣中・３ 入社○年目・４ 待機中・５ 無期雇用派遣労働者に対しては、長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練）、人数 下段：具体的な対象となる労働者	人数	延べ実施時間（上段）・１人当たり平均実施時間（下段） ※各年ごとの延べ実施時間÷各年ごとの人数＝１人当たり平均実施時間 １年目	２年目	３年目	４年目以降	訓練の方法の別 １ 計画的なOJT・２ OFF-JT・３ OJT（計画的なもの以外）	訓練の実施主体の別 １ 事業主・２ 派遣先・３ 訓練機関・４ その他	訓練費負担の別 １ 無償（実費負担なし）・２ 無償（実費負担あり）・３ 有償	賃金支給の別 １ 有給（無給部分なし）・２ 有給（無給部分あり）・３ 無給
イ 入職時等基礎的訓練										
(イ)										
							備考			
(ロ)										
							備考			
ロ 職能別訓練										
(イ)										
							備考			
(ロ)										
							備考			
ハ 職種転換訓練										
(イ)										
							備考			
(ロ)										
							備考			
ニ 階層別訓練										
(イ)										
							備考			
(ロ)										
							備考			
ホ その他の教育訓練										
(イ)										
							備考			
(ロ)										
							備考			
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間の合計							備考			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（１人１時間当たり平均）										

Ⅱ　6月1日現在の状況報告

1　派遣労働者の実人数

①派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

	派遣労働者計	うち通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
派遣労働者計					

①－２業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
うち物の製造の業務（特定製造業務に限る。）に従事した者の数			
01 管理的公務員			
02 法人・団体役員			
03 法人・団体管理職員			
04 その他の管理的職業従事者			
05 研究者			
06 農林水産技術者			
07・08 製造技術者			
09 建築・土木・測量技術者			
10 情報処理・通信技術者			
11 その他の技術者			
12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師			
13 保健師，助産師，看護師			
14 医療技術者			
15 その他の保健医療従事者			
16 社会福祉専門職業従事者			
17 法務従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者			
19 教員			
20 宗教家			
21 著述家，記者，編集者			
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者			
23 音楽家，舞台芸術家			
24 その他の専門的職業従事者			
25 一般事務従事者			
26 会計事務従事者			
27 生産関連事務従事者			
28 営業・販売事務従事者			
29 外勤事務従事者			
30 運輸・郵便事務従事者			
31 事務用機器操作員			
32 商品販売従事者			
33 販売類似職業従事者			
34 営業職業従事者			
35 家庭生活支援サービス職業従事者			
36 介護サービス職業従事者			
37 保健医療サービス職業従事者			
38 生活衛生サービス職業従事者			
39 飲食物調理従事者			
40 接客・給仕職業従事者			

①－２業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
—	—	—	—
41 居住施設・ビル等管理人			
42 その他のサービス職業従事者			
43～45　自衛官・司法警察職員等	—	—	—
46 農業従事者			
47 林業従事者			
48 漁業従事者			
49・50 生産設備制御・監視従事者			
51 機械組立設備制御・監視従事者			
52・53 製品製造・加工処理従事者			
54 機械組立従事者			
55 機械整備・修理従事者			
56・57 製品検査従事者			
58 機械検査従事者			
59 生産関連・生産類似作業従事者			
60 鉄道運転従事者			
61 自動車運転従事者			
62 船舶・航空機運転従事者			
63 その他の輸送従事者			
64 定置・建設機械運転従事者			
65 建設躯体工事従事者	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）			
67 電気工事従事者			
68 土木作業従事者	—	—	—
69 採掘従事者			
70 運搬従事者			
71 清掃従事者			
72 包装従事者			
99 分類不能の職業			

②期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の２第１項第２号（高齢者）			
法第40条の２第１項第３号イ（有期プロジェクト業務）			
法第40条の２第１項第３号ロ（日数限定業務）			
法第40条の２第１項第４号（育児休業等取得者の代替）			
法第40条の２第１項第５号（介護休業取得者の代替）			

③日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者　計	i ～ iv に該当しない者	i 高齢者	ii 昼間学生	iii 副業として従事する者	iv 主たる生計者でない者

④日雇派遣労働者の業務別実人数（③の内数）

	日雇派遣労働者　計
製造の業務（特定製造業務に限る。）	
４－１(情報処理システム開発)	
４－２(機械設計)	
４－３(事務用機器操作)	
４－４(通訳、翻訳、速記)	
４－５(秘書)	
４－６(ファイリング)	
４－７(調査)	
４－８(財務)	
４－９(貿易)	
４－10(デモンストレーション)	
４－11(添乗)	
４－12(受付・案内)	
４－13(研究開発)	
４－14(事業の実施体制の企画、立案)	
４－15(書籍等の制作・編集)	
４－16(広告デザイン)	
４－17(ＯＡインストラクション)	
４－18(セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)	

⑤日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（③の内数）

法第40条の２第１項第３号イ（有期プロジェクト業務）	
法第40条の２第１項第３号ロ（日数限定業務）	
法第40条の２第１項第４号（育児休業等取得者の代替業務）	
法第40条の２第１項第５号（介護休業取得者の代替業務）	

２　過去１年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

３　雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが１年以上の労働者		雇用見込みが１年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			―	
健康保険			―	
厚生年金保険			―	

（日本工業規格Ａ列４）

様式第11号（第８面）

記載要領

第１面

１　「許可番号」及び「許可年月日」欄について、平成27年９月30日前に一般労働者派遣事業の許可又は許可の更新を受けた事業所においては、許可番号等を記入すること。
　なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「平成27年改正法」という。）附則第６条第１項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業（以下「旧特定労働者派遣事業」という。）に係る事業所においては、本欄には何も記載せず、14欄に届出年月日及び届出受理番号を記載すること。

２　第１面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

３　６欄及び７欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあつては直近の更新時、平成27年９月30日前に一般労働者派遣事業の許可又は許可の更新を受けた事業所及び旧特定労働者派遣事業に係る事業所においては、報告対象期間（第１面の８欄をいう。以下同じ。）末日）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、7欄については、日本標準産業分類に変更があつた場合は、最新の分類に基づいて記載すること。６欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者又は同条第５項に規定する小規模企業者を指すこと。

４　８欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあつては、当該事業の終了の日）を記載すること。なお、旧特定労働者派遣事業に係る事業所のうち、事業年度の途中で労働者派遣事業の許可を受けた事業所については、当該旧特定労働者派遣事業の事業年度の開始の日から当該旧特定労働者派遣事業の廃止日まで及び労働者派遣事業の許可日から当該労働者派遣事業の事業年度の終了の日までを報告対象期間とする事業報告をそれぞれ作成し、提出すること。

５　10欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の３第２項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、14欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。

６　11欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、１を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であって、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の１を○で囲むこと。

７　12欄及び13欄については、決算後の金額を記載すること。

Ⅰ 年度報告

第２面

１　（１）欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者の実人数を記載すること。

２　（１）欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の２第１項に規定する無期雇用派遣労働者を、「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。

３　（１）欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の４第１項に規定する日雇派遣労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。

４　（１）欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であって、既に雇用されている者を含み、過去１年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。

５　（１）欄の「通算雇用期間が１年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が１年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が１年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が１年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に１年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して１年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して１年以上である派遣労働者をいうこと。

6　（２）欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。

7　（３）欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「０」を記載すること。

8　（３）欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、１つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。（３）欄の①欄が「０」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。

9　（３）欄の③欄については、報告対象期間（第１面の８欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位５位までの事業主名を記載すること。（３）欄の①欄が「０」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、（３）欄の③欄には記載の必要がないこと。

10　（４）欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。

11　（４）欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップに措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。

12　（４）欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には５コースまでを、②欄には３コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。

13　（４）欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第１項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第１項各号のうち該当号数に応じた１～８までの数字を、労働安全衛生法第59条第２項の規定に該当する場合は９を、同条第３項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大２つまで記載すること。

14　（４）欄の①欄について、「教育の内容」については、「４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「ＫＹ（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。

15　（４）欄の①欄及び②欄について、「１人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した１人当たりの平均実施時間数を記載すること。

16　（４）欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。

17　（４）欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「１　無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練のすべてを無償で実施することを、「２　無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「３　有償」とは、これ以外をいうこと。

18　（４）欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「１　有給（無給部分なし）」とは、用意したすべての教育訓練の実施に当たつて給与を支払う場合を、「２　有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たつて給与を支払う場合を、「３　無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

19　（５）欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。

20　（６）欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者数及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の実人数を記載すること。

21　（６）欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合については、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。

22　（６）欄の「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第２号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第３号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数の人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

23　（６）欄の「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数の人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

24　（６）欄の「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「左記のうち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。

25　（６）欄の「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数の人数」の「左記以外のその他の措置」については、民営職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

（日本工業規格Ａ列４）

第３面及び第４面

26　（７）欄の①欄及び①の（続）欄については、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「66　建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67　電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12　医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。

27　（７）欄の②欄及び③欄については、報告対象期間（第１面の８欄）内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第４条第１項第１号から第18号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。

28　（７）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「派遣料金」については、１人１日当たりの派遣料金（消費税を含む。）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した１時間当たりの金額をもとに、８時間（１日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第４条第１号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事したすべての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

29　（７）欄の①欄及び①の（続）欄並びに③欄について、賃金（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）は、１人１日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第１面の８欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した１時間当たりの金額をもとに８時間（１日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。また、②欄及び③欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、施行令第４条第１号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事したすべての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

30　（８）マージン率等の情報提供の状況については、該当する各欄に○印をすること（複数選択可）。

様式第11号（第11面）

第５面

31　（９）キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。

32　（９）欄の①欄の「キャリア・コンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。

33　（９）欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリア・コンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。

34　（９）欄の①欄の「キャリア・コンサルティングに関する職務経験･知見の有る者」欄について、「職務経験有り」とは、過去において職務としてキャリア・コンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で３年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見のある者」とは、過去においてキャリア・コンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。

35　（９）欄の②欄については、①欄の担当者が行うキャリア・コンサルティングを受けた実人数を記載すること。

36　（９）欄の③欄については、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。

37　（９）欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「○○語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。

38　（９）欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄については、該当する「種別」の番号を最大２つまで記載すると共に、「具体的な対象労働者」欄に「初めて派遣する労働者」、「待機中の派遣労働者」等、具体的に記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。

39　（９）欄の③欄の「人数」欄には、報告対象期間内においてキャリアアップに資する教育訓練を実施した全ての派遣労働者数（延べ人数）を記載すること。

40　（９）欄の③欄の「１人当たりの平均実施時間」については、対象となる派遣労働者に対して実施した平均訓練時間を記載し、平均実施時間は報告対象期間内で当該訓練を実施した延べ時間を当該訓練を実施した延べ人数で割ることによって算出すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を１年目、２年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、１つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、２年目以降は１年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、２つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。

41　（９）欄の③欄の１人当たりの平均時間の合計欄は、１年目、２年目と各年ごとに合計して記載すること。

42　（９）欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。

43　（９）欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「１無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「２　無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。

44　（９）欄の③の「賃金支給の別」において、「１　有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「２　有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「３　無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

45　（９）欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間の合計」については、「訓練の方法の別」についてが「１　計画的なOJT」又は「２　OFF-JT」、「訓練費負担の別」についてが「１　無償（実費負担なし）」、「賃金支給の別」についてが「１　有給（無給部分なし）」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもののみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であつて１年以上の雇用見込みのあるものについては、１年で概ね８時間以上である必要があることに留意すること。

46　（９）欄の③欄については、上記45を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施したすべての訓練について記載すること。ただし、上記45を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。

47　（９）欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」に支払った賃金額（１人１時間当たり平均）」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

様式第11号（第12面）

記載要領

Ⅱ ６月１日現在の状況報告

第６面及び第７面

１　１欄の派遣労働者の実人数については、報告の対象となる６月１日現在（６月１日が日曜日に当たる場合は６月２日現在とし、土曜日に当たる場合は６月３日現在とする。以下同じ。）において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。

２　１欄の①―２欄について、「物の製造の業務に従事した者」欄には、報告の対象となる６月１日現在において労働者派遣法附則第４項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。

３　１欄の①―２欄及び①―２の（続）欄については、報告の対象となる６月１日現在、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもっとも多く従事した業務に従事したものとすること。なお、「66　建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67　電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12　医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。

４　１欄の②欄について、６月１日現在における労働者派遣法第40条の２第１項第２号から第５号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の実人数（１欄の①欄に記載した派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。

５　１欄の③欄について、「日雇派遣労働者」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第４条第２項第１号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第２号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第３号に該当する者であって労働者派遣法施行規則第28条の３第１項第１号に該当するもののことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第４条第２項第３号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の３第１項第２号に該当するものをいうこと。当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、もつとも主たる理由と考えられるものに算定すること。

６　１欄の④欄について、６月１日現在における労働者派遣法附則第４項の「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者及び労働者派遣法施行令第４条第１項第１号から第18号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数（１欄の③欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものすること。

７　１欄の⑤欄について、６月１日現在における労働者派遣法第40条の２第１項第３号から第５号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数（１欄の③欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる６月１日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。

８　２欄については、６月１日現在において労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数（同日に派遣されている労働者を含み、過去１年以内において派遣されたことがない派遣労働者を除く。）を記載すること。

９　３欄については、報告の対象となる６月１日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、６月１日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。

10　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第十一号の二を削る。

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号（表面）　　（日本工業規格Ａ列４）

労働者派遣事業収支決算書

年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣　　殿

提出者　　印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第１項の規定により下記のとおり収支決算書を提出します。

決算対象期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

1 許可番号	－	2 許可年月日	年　　月　　日
(ふりがな) 3 氏名又は名称			
(ふりがな) 4 事業所の名称			
5 事業所の所在地	〒（　　） （　　）　　－		

6 資産等の状況

科　目	金　額（円）	備考
現金・預金		
土地・建物		
その他		
資産額（計）		
負債額（計）		

7 収支の状況

科　目	売上高（円）	営業利益（円）	経常利益（円）	当期純利益（円）	備考
総事業					
労働者派遣事業					
請負事業					
その他の人材関連事業		－	－	－	
その他の事業		－	－	－	

備考	

（日本工業規格Ａ列４）

様式第12号（裏面）

記載要領

１　表面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

２　決算対象期間は、事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日を記載すること。

３　６欄及び７欄を記載する代わりに、貸借対照表及び損益計算書を添付することとしてもよいこと。ただし、セグメントごとの状況がわかるものが望ましいこと。

４　６欄を記載する場合において、個人の場合には納税期末日における事業に関する資産等の状況について記載すること。

５　７欄を記載する場合、セグメントごとの売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益を記入すること。ただし、その他の人材関連事業及びその他の事業については、売上高のみの記載でよいこと。

６　７欄を記載する場合において、労働者派遣事業又は請負事業を含む人材関連事業等について各事業に係る収支の状況を決算上分離できないときは、分離して記載する必要はなく、「その他の人材関連事業」に記載すること。その場合、備考欄にその旨記載すること。

７　６欄及び７欄の記載又は貸借対照表及び損益計算書については、当該事業年度の決算手続を経ているものであること。

８　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

９　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第６条第１項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業にあっては、備考欄に当該事業に係る届出受理番号及び届出受理年月日を記載すること。

様式第十二号の二を次のように改める。

様式第12号－２（表面）　　（日本工業規格Ａ列４）

関係派遣先派遣割合報告書

年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣　　殿

提　出　者　　印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第３項の規定により関係派遣先への派遣割合に係る報告を提出します。

報告対象期間　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

① 許可番号	－	②許可年月日	年　　月　　日
（ふりがな） ② 氏名又は名称			
（ふりがな） ③ 代表者の氏名 （法人の場合）			
④ 住所 （法人にあっては主たる事務所の所在地）	〒（　　） （　　）　　－		

１　労働者派遣実績報告

① 労働者派遣の実績（総労働時間）	
② ①のうち、関係派遣先への労働者派遣の実績（総労働時間）	
③ ②のうち、定年退職者の労働者派遣の実績（総労働時間）	
④ 関係派遣先への派遣割合（％）（※１、※２） ※１　(②－③)÷①×100で算出した値を記入 ※２　小数点以下第１位未満切り捨て	

２　連結決算導入の有無	１　有　　２　無

３　備考

（日本工業規格Ａ列４）

様式第12号－2（裏面）

記載要領

１　報告対象期間は、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日を記載すること。

２　表面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

３　１の①欄には、報告対象期間において、派遣労働者が労働者派遣により業務に従事した労働時間数の総合計を記載すること。

４　１の②欄及び④欄における「関係派遣先」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の３第１項各号に掲げる者をいうこと。

５　１の③欄における「定年退職者」とは、60歳以上の定年に達したことにより退職した者であつて当該派遣元事業主に雇用されている者のことをいうこと。

６　１の④欄については、②欄の数から③欄の数を減じた数を①欄の数で除して得た値（小数点以下１位未満は切り捨て）を記載すること。

７　２欄は、該当する数字を○で囲むこと。なお、「２　無」である場合には、派遣元事業主の親会社等の名称及び派遣元事業主の親会社等の子会社等の名称を記載した書類を添付すること。この場合において、「派遣元事業主の親会社等」とは、労働者派遣法施行規則第18条の３第２項に規定する者のことを、「派遣元事業主の親会社等の子会社等」とは、同条第３項に規定する者のことをいうこと。

８　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第６条第１項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業にあつては、備考欄に当該事業に係る届出受理番号及び届出受理年月日を記載すること。

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号　　（日本工業規格Ａ列４）

海 外 派 遣 届 出 書

年　　月　　日

厚 生 労 働 大 臣　　殿

届出者　　印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第４項の規定により下記のとおり届け出ます。

１ 許 可 番 号		２ 許 可 年 月 日	
３ 事業所枝番号			
（ふりがな） ４ 氏 名 又 は 名 称			
（ふりがな） ５ 代表者の氏名 （法人の場合）			
（ふりがな） ６ 事 業 所 の 名 称			
７ 事 業 所 の 所 在 地	〒（　　） （　　）　　－		
８ 海外派遣予定者数計	人		

海外派遣の期間	派遣先事業所の名称	派遣先事業所の所在地	派遣労働者が従事する業務の内容	海外派遣予定者数
年　月　日から 年　月　日まで				人
年　月　日から 年　月　日まで				人

備考	

記載要領

１　届出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

２　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第23条の規定により定めた事項の書面の写しを添えること。

３　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

４　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第６条第１項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業にあっては、備考欄に当該事業に係る届出受理番号及び届出受理年月日を記載すること。

第二条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第二十四条第九号中「第四十条の六第二項」を「第四十条の九第二項」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、法第三十四条第三項の規定による明示について準用する。

第三十三条の九の見出し及び同条第一項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改め、同条第二項中「第四十条の六第二項」を「第四十条の九第二項」に改め、同条を第三十三条の十とし、第三十三条の八の次に次の一条を加える。

（法第四十条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める意見の聴取の手続）

第三十三条の九　法第四十条の六第一項第三号の厚生労働省令で定める意見の聴取の手続は、次のとおりとする。

一　第三十三条の三第一項の規定による通知

二　第三十三条の三第三項の規定による書面の記載及びその保存

三　第三十三条の三第四項の規定による周知

第五十五条第二号を次のように改める。

二　法第四十条の八第一項の規定による助言並びに同条第二項の規定による助言、指導及び勧告

（職業安定法施行規則の一部改正）

第三条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次項において」を「以下」に改める。

第十八条第三項第二号ハ中「前号ホからヲまで」を「前号ヘからヲまで」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主若しくは労働者派遣法第五条第一項の規定による許可（以下「労働者派遣事業の許可」という。）の申請を現にしている者（以下「派遣元事業主等」という。）が法第三十条第一項の規定による許可の申請をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

一　申請者が法人である場合　第三項第一号イからヘまでに掲げる書類

二　申請者が個人である場合　第三項第二号イ、ロ及びハ（同項第一号ヘに係る部分に限る。）に掲げる書類

第二十二条第四項第二号中「第十八条第三項第一号ホ及びヘ並びに」を「第十八条第三項第一号ヘ及び」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　派遣元事業主等が法第三十二条の六第二項の規定による許可の有効期間の更新を申請するとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による許可の有効期間の更新の申請をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しな

い。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

一　申請者が法人である場合　第十八条第三項第一号イ、ロ及びニからへまでに掲げる書類

二　申請者が個人である場合　第十八条第三項第二号ロ及びハ（同項第一号へに係る部分に限る。）に掲げる書類

第二十三条第二項中「起算して十日」の下に「（第四項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　派遣元事業主等が法第三十二条の七第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のうち当該変更事項に係るものを添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条

第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

一　申請者が法人である場合　第十八条第三項第一号イからヘまでに掲げる書類

二　申請者が個人である場合　第十八条第三項第二号イ、ロ及びハ（同項第一号ヘに係る部分に限る。）に掲げる書類

第二十五条第一項中「第六項まで」を「第七項まで」に、「及び第六項」を「及び第七項」に改め、「有料の職業紹介事業」と」の下に「、第十八条第七項中「第三十条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と」を加え、「第二十三条第六項」を「第二十三条第六項中「第三十二条の七第一項」とあるのは「第三十三条第四項において準用する法第三十二条の七第一項」と、第二十三条第七項」に改め、同条第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改め、「第二十二条第五項中」の下に「「第三十二条の六第二項」とあるのは「第三十三条第五項において準用する法第三十二条の六第二項」と、第二十二条第六項中」を加える。

第二十五条の三第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改め、同項の表第二十三条第五項の項の次

に次のように加える。

第二十三条第六項	法第三十二条の七第一項	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条の七第一項
	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類	第二十五条の三第三項第一号から第四号までに掲げる書類

第二十五条の三第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、前項第一号から第四号までに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

（医療法施行規則の一部改正）

第四条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三の十三中「受け、又は同法第十六条第一項の規定により届出書を提出して」を「受けて」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第五条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年　厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

労働省

第十七条の三第二号中「受け、又は同法第十六条第一項に規定する届出書を厚生労働大臣に提出して」を「受けて」に、「第三十条の二第一項」を「第二条第四号」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の七（見出しを含む。）中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第二十四条の九第三項中「起算して十日」の下に「（労働者派遣法施行規則第八条第三項の規定により

登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」を加え、同条第四項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第六項中「一般労働者派遣事業に」を「労働者派遣事業に」に、「第一条の二第二項第一号へ及び」を「第一条の二第二項第一号へ及びリからルまで並びに」に改め、同項の表第一条の二第四項の項を削り、同表第八条第二項の項を次のように改める。

第八条第二項	前項の労働者派遣事業変更届出書	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第二十四条の九第三項の職業安定局長の定める様式による届出書
	及びトからルまで	、ト及びチ

第二十四条の九第六項の表第八条第三項の項中「一般労働者派遣事業変更届出書」を「労働者派遣事業変更届出書」に改める。

第二十九条の二中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第三十条中「第二十四条の九第六項の表第一条の二第四項の項中「第四十二条第六項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第六項」と、同表」を「第二十四条の九第六項の表」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第七条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条第一項第一号ハ（５）中「第二条第六号」を「第二条第四号」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号チ中「及び履歴書」を「、履歴書及び第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）」に改める。

第二十二条第二項第一号中「ニ、ホ、ヘ及びト」を「ニからトまで及びチ（受講証明書に係る部分に限る。）」に、同項第二号中「及びト」を「、ト及びチ（受講証明書に係る部分に限る。）」に改める。

第二十三条第一項中「起算して十日」の下に「（第三項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合

にあっては、三十日）」を加え、同条第二項中「うち履歴書」の下に「及び受講証明書」を加え、「履歴書及び受講証明書」に改め、同条第四項中「履歴書」の下に「及び受講証明書」を加える。

第二十六条第二項中「第五条の」を「第四条第一項各号に掲げる」に、「同令第四条第一項各号」を「同項各号」に、「又は同令第五条各号に掲げる業務の条番号及び号番号」を「の号番号」に改め、同条第四項中「次条第一項及び第四項において」を「以下」に、「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、同条第五項第三号中「、給食施設」を削り、「利用しているもの」の下に「（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。）第三十二条の三各号に掲げるものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

四　送出労働者を期間を定めないで雇用される送出労働者又は労働者派遣法施行規則第三十二条の五に規定する者に限るか否かの別

第二十七条第一項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号。以下この条において「労働者派遣法施行規則」という。）」を「労

働者派遣法施行規則」に改め、同条第二項中「第十七条第一項」を「第十八条」に改め、「という。）」と」の下に「、労働者派遣法施行規則第二十三条、第二十四条第二号、第二十四条の二及び第二十八条第二号中「労働者派遣契約」とあるのは「建設業務労働者就業機会確保契約」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用送出労働者等」と」を、「第九号」と」の下に「、労働者派遣法施行規則第二十九条の二中「三年」とあるのは「五年」と」を、「「受入管理台帳」」の下に「と、労働者派遣法施行規則第三十六条第四号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」」を加え、同条第三項中「に係る受入事業主」を削り、「労働者派遣法施行規則」の下に「第二十五条第三項、第二十五条の五第二号、」を加える。

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号（第１面）

（日本工業規格Ａ列４）

建設業務労働者就業機会確保事業計画書

1　事業所の名称

2　計画対象期間　　年　月　日から　年　月　日まで

3　送出労働者に係る計画

①	送出労働者の数（人）			
②	雇用保険及び社会保険の加入の状況	雇用保険　健康保険　厚生年金保険	③ 労働保険番号	

4　労働者送出計画

①	建設業務労働者の就業機会確保に関する料金（平均的な１人１日（８時間）当たりの額（円））		
②	指揮命令の系統		
③	雇用管理責任者の職務代行者の氏名	④ 建設業務労働者就業機会確保事業従事者（人）	

5　送出労働者等教育訓練計画

(1) 教育訓練に用いる施設、設備等の概要

(2) 教育訓練に係る責任者の氏名

(3) 教育訓練計画の内容

① 教育訓練の種類	② 対象者	③ 実施予定人員（人）	④ 方法		⑤ 実施主体			⑥ 実施予定期間	⑦ 送出労働者の費用負担の有無	備考
			OJT	Off-JT	送出事業主	他の教育訓練機関への委託	その他			
			（賃金支給の状況）							
			有給	無給					有　無	
			有給	無給					有　無	
			有給	無給					有　無	
			有給	無給					有　無	
			有給	無給					有　無	

様式第14号（第２面）

（日本工業規格Ａ列４）

6　事業所の面積（㎡）

7　資産等の状況

区分		価　額（円）	摘　要
資産	現金・預金 土地・建物 その他 計		
負債	計		

8　株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合（%）
1		
2		
3		
4		
5		
その他の株主（　　名）		
合　　計（　　名）		100

（日本工業規格Ａ列４）

様式第14号（第３面）

記載要領

1　２欄には、事業所で事業開始を予定する日又は許可の有効期間の更新を予定する日及び許可の有効期間の末尾を含む事業年度の終了の日を記載すること。

2　３の①欄については、計画対象期間における送出労働者数の１日当たり平均数を記載すること。この場合において、「１日当たりの平均数」とは１日当たりの送出労働者の労働時間数の合計を当該事業所における建設業務労働者就業機会確保事業に係る送出労働者以外の労働者（例えば、送出労働者の雇用管理や受入事業主との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。）の１人１日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。

3　３の②欄は、加入している雇用保険及び社会保険の文字を○で囲むこと。

4　４の②欄には、建設業務労働者就業機会確保事業に従事する者の指揮命令の系統及び雇用管理責任者（雇用管理責任者の職務代行者を含む。）の位置を記載すること。

5　５の(3)の①欄は、「送出前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載すること。実施内容が労働安全衛生法第59条第２項の規定に基づく作業内容の変更の際の労働安全衛生教育についても、この欄に具体的に記載すること。安全衛生教育について記載する場合は、５の(3)の④欄の「OJT」とあるのは「実技」と、「Off-JT」とあるのは「座学」とし、「(賃金支給の状況)」及び５の(3)⑦欄については、記載を要しない。

6　５の(3)の②欄は、「新たに送出労働者となった者」、「○○職種の技能検定２級以上の者」等具体的に記載すること。

7　５の(3)の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。

8　５の(3)の⑤欄は、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。

9　７欄には、個人の場合には納税期末日における事業に係る資産等の状況について記載すること。

10　８欄には、株式会社のみ、持株数の多い順序に従い５名記載すること。

建設業務労働者就業機会確保事業計画書を複数の事業所について提出する場合は、一の事業所の建設業務労働者就業機会確保事業計画書に記載すれば、他の事業所に係る建設業務労働者就業機会確保事業計画書の７欄、８欄及び10欄には、記載を要さないこと。

11　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第十八号を次のように改める。

様式第18号（第１面）

（日本工業規格Ａ列４）

建設業務労働者就業機会確保事業報告書

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

ふりがな
提出者　　印

建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第１項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象期間　年　月　日から　年　月　日まで

①許可番号		②許可年月日	年　月　日
③（ふりがな） 氏名又は名称			
④（ふりがな） 代表者の氏名 （法人の場合）			
⑤（ふりがな） 事業所の名称			
⑥事業所の所在地	〒（　　） （　　）　－		

１ 送出労働者等の数

①労働者の総数（人）	常用雇用労働者		常用雇用労働者以外の労働者	
送出労働者の数（人）	常用雇用労働者		常用雇用労働者以外の労働者	（　　）
②６月１日現在において送出されていた労働者の数（人）	常用雇用労働者		常用雇用労働者以外の労働者	（　　）
③６月１日現在における雇用保険及び社会保険の送出労働者への適用状況（人）		雇用保険	健康保険	厚生年金保険
	常用雇用労働者			
	常用雇用労働者以外の労働者			

２　送出実績

①送出された労働者の数（人）	（送出された労働者の延べ数：　　）			
②送出労働者を受け入れた受入事業主の数（件）				
③建設業務労働者の就業機会確保に関する料金（１日当たりの額（円））	職種：　　円		職種：　　円	
	職種：　　円		職種：　　円	
	職種：　　円		職種：　　円	
④送出期間中の送出労働者の賃金（１日当たりの額（円））	職種：　　円		職種：　　円	
	職種：　　円		職種：　　円	
	職種：　　円		職種：　　円	
⑤建設業務労働者就業機会確保事業に係る売上高（円）				
⑥建設業務労働者就業機会確保契約の期間別件数（件）	３月未満		３月以上６月未満	
	６月以上９月未満		９月以上１年未満	
	１年以上		合計	

様式第18号（第２面）

（日本工業規格Ａ列４）

３ 送出労働者教育訓練実績

① 教育訓練の種類	② 対象者	③ 実施人員（人）	④ 方法		⑤ 実施主体			⑥ 実施期間	⑦ 送出労働者の費用負担の有無	備考
			OJT	Off-JT	送出事業主	他の教育訓練機関への委託	その他			
			（賃金支給の状況）							
									有　無	
			有給	無給						
									有　無	
			有給	無給						
									有　無	
			有給	無給						
									有　無	
			有給	無給						
									有　無	
			有給	無給						

４ 雇用安定措置の実績

対象送出労働者数	第２号の措置（新たな受入事業主の提供）を講じた人数	第３号の措置（送出事業主で無期雇用）を講じた人数	第４号の措置（その他の措置）を講じた人数		備考
			教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	左記以外のその他の措置	

様式第18号（第３面）

（日本工業規格Ａ列４）

５ 送出労働者の雇用状況

① 送出労働者 氏名	② 常用・ 非常用 の別	③ 雇用期間	④ 送出日	⑤ 所定労 働日数	⑥ 報告対象期間 末日の雇用状 況	⑦ 退職理由
	常・非		（合計　　日）		常・非・退職	
	常・非		（合計　　日）		常・非・退職	
	常・非		（合計　　日）		常・非・退職	
	常・非		（合計　　日）		常・非・退職	
	常・非		（合計　　日）		常・非・退職	
	常・非		（合計　　日）		常・非・退職	
	常・非		（合計　　日）		常・非・退職	
	常・非		（合計　　日）		常・非・退職	
	常・非		（合計　　日）		常・非・退職	
	常・非		（合計　　日）		常・非・退職	

６ 自社で施工した建設工事に従事させた建設業務労働者の延べ数（人）

（日本工業規格Ａ列４）

様式第１８号（第４面）

記載要領

１　報告対象期間は、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日を記載すること。

２　第１面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

３　１の①の「送出労働者の数」欄については、報告対象期間において送出労働者となる同意を得ている労働者の１日当たりの平均数を記載すること。この場合において、「１日当たりの平均数」とは１日当たりの送出労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者（例えば、送出労働者の雇用管理や受入事業主との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。）の１人１日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。

４　１の②欄は、報告対象期間内の６月１日現在において送出されていた労働者の実数を記載すること。

５　１の③欄には、報告対象期間内の６月１日現在において、それぞれの保険の種類ごとに適用されている送出労働者の実数を記載すること。

６　２の①欄には、報告対象期間において送出された労働者の１日当たりの平均数を記載すること。

７　２の②欄には、報告対象期間において建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けた受入事業主（企業の場合は事業所単位）の実数を記載すること。

８　２の③欄には、当該事業年度における平均的な１人１日（８時間として算定する。）当たりの額を、職種別に区分して記載すること。この場合において、業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。

９　２の④欄には、当該事業年度における平均的な１人１日（８時間として算定する。）当たりの額を、種類別に区分して記載すること。この場合において業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。

10　２の⑥欄の「建設業務労働者就業機会確保契約の期間別件数」欄には、報告対象期間に締結した建設業務労働者就業機会確保契約における建設業務労働者の就業機会確保の期間について期間別に区分した件数を記載すること。

11　３の①欄は、「送出前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載すること。労働安全衛生法第59条第２項の規定に基づく作業内容の変更の際の労働安全衛生教育についても、この欄に具体的に記載すること。安全衛生教育について記載する場合は、３の④欄の「OJT」とあるのは「実技」と、「Off-JT」とあるのは「座学」とし、「(賃金支給の状況)」及び３の⑦欄については、記載を要しない。

12　３の②欄は、「新規に送出労働者となった者」、「○○職種技能検定２級の者」等具体的に記載すること。

13　３の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行つたときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。

14　３の⑤欄については、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行つたときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。

15　４欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象送出労働者数及び各雇用安定措置の区分ごとの送出労働者の実人数を記載すること。

16　４欄の「第２号の措置（新たな受入事業主の提供）を講じた人数」、「第３号の措置（送出事業主で無期雇用）を講じた人数」及び「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の送出労働者に複数の措置を実施した場合であってもそれぞれ実施した措置に係る人数を記載すること。

17　４欄の「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数」において、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の送出労働者に複数の措置を実施した場合であってもそれぞれ実施した措置に係る人数を記載すること。

18　５の②欄については、常用は「常」に、非常用は「非」に○を付けること。

19　５の④欄については、すべての送出日を記載するとともに、（　　）内にその合計日数を記載すること。
20　５の⑥欄については、報告対象期間末日における雇用状況が常用であれば「常」に、非常用であれば「非」に、退職していれば「退職」に○を付けること。また、「退職」に○を付けた場合においては、５の⑦欄に解雇、定年退職、自己都合退職等退職の具体的な理由を記載すること。
21　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

（港湾労働法施行規則の一部改正）

第九条　港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号リ中「及び履歴書」を「、履歴書及び第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）」に改め、同条第六項中「うち履歴書」の下に「及び受講証明書」を加え、「及び履歴書」を「、履歴書及び受講証明書」に改める。

第十六条第二項第一号中「及びニからチまで」を「、ニからチまで及びリ（受講証明書に係る部分に限る。）」に改め、同項第二号中「及びチ」を「、チ及びリ（受講証明書に係る部分に限る。）」に改める。

第十八条第一項中「十日以内（」の下に「次項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合及び」を加え、同条第三項中「うち履歴書」の下に「及び受講証明書」を加え、「及び履歴書」を「、履歴書及び受講証明書」に改める。

第二十三条第一項中「昭和六十一年労働省令第二十号。」を削り、同条第二項中「という。）」と」の

下に「、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用派遣労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二中「三年」とあるのは「五年」と」を、「第十九条ただし書」の下に「、第二十二条第四号、第二十五条第三項及び第二十五条の五第二号」を加え、同条第三項中「に関しては」を「に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第三十六条第四号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」とし」に、「第三十四条第二号ただし書」を「第二十二条第四号、第三十四条第二号ただし書」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年

法律第八十八号）の項を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）	第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存 第四十二条第二項の規定による派遣先管理台帳の保存

別表第一の表一労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の項を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）	第三十三条の三第三項の規定による書面の保存 第三十三条の四第二項の規定による書面の保存

別表第二労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の項を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	第三十七条第一項の規定による派遣元管理台帳の作成及び記載 第四十二条第一項の規定による派遣先管理台帳の作成及び記載

別表第二労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の項を次のように改める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	第三十三条の三第三項の規定による書面の記載 第三十三条の四第二項の規定による書面の記載

別表第三労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の項を削る。

第二章　経過措置

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第三項の厚生労働省令で定める事項）

第十一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第六条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業所の名称及び所在地

（特定労働者派遣事業に関する経過措置）

第十二条　平成二十七年改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が平成二十七年改正法第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（次条において「新法」という。）第五条第一項の規定による労働者派遣事業の許可を申請するときは、申請者が法人である場合にあっては第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条の二第二項第一号イからハ

までに掲げる書類を、申請者が個人である場合にあっては同項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

第十三条　平成二十七年改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業を行う者が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十二条第六項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において読み替えて適用する新法第五条第二項の届出書を提出するときは、新規則第一条の二第二項第一号イからハまでに掲げる書類を添付することを要しない。

第十四条　平成二十七年改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業に関する新規則第八条、第十条、第十九条、第二十条、第二十九条の二及び第五十五条の規定の適用については、新規則第八条第一項中「法第十一条」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、「法第五条第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項のうち、法第五条第二項第四号」と、「当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない

場合にあつては労働者派遣事業変更届出書（様式第五号）を、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第五号）」とあるのは「労働者派遣事業変更届出書（様式第五号）」と、同条第三項中「法第十一条第一項」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、「届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出」とあるのは「届出」と、「労働者派遣事業変更届出書又は労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第一条の二第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）」とあるのは「労働者派遣事業変更届出書には、第一条の二第二項に規定する書類（同項第一号イからニまで、ト（労働者派遣事業を行う事業所に係る権利関係を証する書類に限る。以下この項において同じ。）及びチ（受講証明書に係る部分を除く。以下この項において同じ。）並びに同項第二号イ、ロ及びハ（同項第一号ト及びチに係る部分に限る。）に掲げる書類に限る。）のうち当該変更事項に係る書類」と、同条第四項中「法第五条第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項であつて法第五条第二項第四号」と、「履歴書及び受

講証明書」とあるのは「履歴書」と、新規則第十条中「十日以内に、労働者派遣事業を行う全ての事業所に係る許可証を添えて」とあるのは「十日以内に」と、新規則第十九条中「法第二章又はこの章」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」と、「法第八条第三項、法第十一条第一項若しくは第四項又は第四条第一項」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する第十一条第一項前段」と、「書類（許可証を含む。）のうち、」とあるのは「書類のうち、平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項のうち」と、新規則第二十条中「法第二章又はこの章」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」と、「書類（許可証を除く。）」とあるのは「書類」と、「第一条の二第二項、第五条第二項又は第八条第二項若しくは第三項」とあるのは「第八条第三項」と、新規則第二十九条の二中「過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること」とあるのは「派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を有していること」と、新規則第五十五条各号列記以外の部分中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生

労働大臣の権限（第一号に掲げるものを除く。）及び平成二十七年改正法附則第六条第五項の規定による命令に係る厚生労働大臣の権限」と、同条第六号中「第五十条」とあるのは「第五十条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号。以下「平成二十七年改正政令」という。）第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第七号中「第五十一条」とあるのは「第五十一条（平成二十七年改正政令第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第十五条　平成二十七年改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業に関する第十条の規定による改正後の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第三条、第四条（第二項及び第四項を除く。）及び第五条から第九条までの規定の適用については、同令第三条中「書面の保存」とあるのは「書面の保存及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第六条第三項の規定による書類の備付け」と、同令第四条第

一項中「書面の保存」とあるのは「書面の保存及び平成二十七年改正法附則第六条第三項の規定による書類の備付け」と、同条第三項中「電磁的記録の保存」とあるのは「電磁的記録の保存及び平成二十七年改正法附則第六条第三項の書類に係る電磁的記録の保存」と、同条第五項中「書面の保存につき」とあるのは「書面の保存及び平成二十七年改正法附則第六条第三項の規定による書類の備付けにつき」と、同令第五条から第七条までの規定中「書面の作成」とあるのは「書面の作成及び平成二十七年改正法附則第六条第三項の規定による書類の記載」と、同令第八条及び第九条中「書面の縦覧等」とあるのは「書面の縦覧等及び平成二十七年改正法附則第六条第三項の規定による書類の提示」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

（労働者派遣事業報告書に関する経過措置）

第二条　新規則第十七条第三項第一号の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る同条第

一項の事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

２　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。